

新公審査答申(個)第88号
令和8年5月26日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について (答申)

令和6年11月6日付け、新地包ケ第639号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長(以下「実施機関」という。)が令和6年8月27日付け新高第523号により行った開示決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 保有個人情報の開示請求

令和6年5月16日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第76条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、開示請求者に関する次の各号に掲げる保有個人情報について開示請求(以下「本件請求」という。)をした。

- (1) 高齢者虐待に関する通報・届出書(以下「本件請求情報」という。)
- (2) 情報公開請求の経緯について
- (3) ○○の対応についてご家族に状況聞き取り

2 実施機関の決定

令和6年6月28日、実施機関は、本件請求の一部を不開示とし、一部を部分開示とする決定を行ったが、令和6年8月27日にこれらの決定を取り消した上で、改めて全部開示決定(以下「本件決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和6年9月23日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

4 諮問

令和6年11月6日、実施機関は、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人は下記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張をしているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

この度「高齢者虐待に関する通報・届出書」として開示された文書は、私が新潟市のウェブサイトのメールフォームから投稿したメールの内容のみであった。当該文書には、「高齢者（ママ）に関する通報・届出書」との記載がない。

通常、外部から入手したメール等の取扱いとしては、メール以外に、福祉監査課から情報公開請求で入手した「対応検討票」のような、受理の経緯や措置等を記す文書が存在するものと考えられるため、「高齢者（ママ）に関する通報・届出書」等の、メールの受理の経緯や措置等が記された資料の開示をお願いする。

本件請求情報の開示を請求した経緯としては、（注：別に審査請求人が情報公開請求を行い）令和6年4月19日付け新高第78号の2の一部公開決定により、高齢者虐待に関する通報・届出書5枚が一部公開されたが、1枚目上部の部分並びに文書の周囲の余白以外の、文字等が記載されていると思われる部分及び空白と思われる部分等の全てが黒塗りの不適切な非公開とされ、内容が全く分からなかった。私は、高齢者虐待に関する通報や届出をしているので、非公開の部分に私の個人情報等があるのではないかと考え、保有個人情報の開示を請求したものである。

その結果、「高齢者虐待に関する通報・届出書」として、左上部に「福祉部高齢者支援課」と印字され、私が2022年12月24日に送信したメールの印字物1枚が開示された。

そのため、私は、上記一部公開された5枚の「高齢者虐待に関する通報・届出書」に、開示されたメールの印字物1枚が含まれるものと考え、審査請求したものである。

令和6年10月8日付け新高第637号の2による弁明書（写）の「処分内容及び理由」として、「令和4年12月24日に請求人から届いた文書の「件名」が「高齢者虐待等への該当性について」であったこと、また、「内容」についても「高齢者虐待」に関する記載があったことから、当該文書を「高齢者虐待に関する通報・届出書」としてと認識し、開示しました。開示した文書以外に「高齢者虐待に関する通報・届出書」に該当する文書は存在しません」とのことだが、開示された文書1枚も「高齢者虐待に関する通報・届出書」ではないようであるし、元々、「高齢者虐待に関する通報・届出書」に該当する文書は存在しないのだろうか。

私は、上記のとおり、保有個人情報開示請求で全面開示された「高齢者虐待に関する通報・届出書」のメール1枚が、上記一部公開された5枚の「高齢者虐待に関する通報・届出書」に含まれるものと考えていた。しかし、開示されたメールの文

字等に記載された部分を測定したところ、開示されたメールの文字等が記載された部分と、情報公開請求で公開された「高齢者虐待に関する通報・届出書」の非公開の部分の幅や高さが一致しないため、含まれないものと認められる。不必要且つ不適切に余白部分まで非公開とする黒塗り等、対応が粗雑なのかもしれないが。

また、開示されたメールの受理の経緯や措置等を記す文書が存在するものと考えられるため、審査請求書では、「高齢者（ママ）に関する通報・届出書」等の、メールの受理の経緯や措置等が記された資料の開示をお願いしているが、弁明書を読む限りでは、そのような資料は存在していないのだろうか。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

令和4年12月24日に審査請求人から届いた文書の「件名」が「高齢者虐待等への該当性について」であったこと、また、「内容」についても「高齢者虐待」に関する記載があったことから、当該文書を「高齢者虐待に関する通報・届出書」とであると認識し、開示した。

開示した文書（以下「本件特定文書」という。）以外に「高齢者虐待に関する通報・届出書」に該当する文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が、本件特定文書に本件請求情報が記録されているとして、これを開示すべき保有個人情報（以下「本件対象情報」という。）と特定し本件決定を行ったところ、審査請求人から、本件対象情報には「高齢者虐待に関する通報・届出書」との記載がないとして、本件請求情報を開示することを求めてなされたものである。

なお、本件請求のうち、第2の1（2）及び（3）に対する決定については審査請求はなされていない。

以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

（1）実施機関は、本件特定文書の件名が「高齢者虐待等への該当性について」であり、その内容についても高齢者虐待に関する記載があったことから、本件対象情報として特定し、開示したと主張する。

これに対し審査請求人は、開示された情報は本件請求情報ではないと主張している。

このため、まず、本件請求に対し、本件対象情報を特定したことの妥当性について検討する。

ア 当審査会において本件対象情報を見分したところ、当該情報は、審査請求人が実施機関に宛てた文書に記録されたものであり、高齢者施設において発生したとする事案の概要を告げるとともに当該事案に係る看護師の対応が高齢者虐待に該当するのではないかという主張が述べられていることが確認された。

イ 審査請求人は、本件特定文書に「高齢者虐待に関する通報・届出書」との記載がなく、本件対象情報は本件請求情報ではないと主張するが、その記録内容から本件対象情報が「開示請求者に関する高齢者虐待に関する通報・届出書」とみなされることに疑いの余地はない。

ウ よって、実施機関が本件対象情報を特定したことは妥当である。

(2) 審査請求人は、審査請求人が本件とは別に行った情報公開請求によって、実施機関から高齢者虐待に関する通報・届出書として一部公開された文書（以下「別件公開文書」という。）に、審査請求人を本人とする保有個人情報が記録されているものと考え、本件審査請求を行ったと主張する。

これに対し実施機関は、本件特定文書以外に本件請求情報に該当する保有個人情報を記録した文書が存在しないと主張している。

このため、次に、別件公開文書の記録内容が本件請求情報に該当するかを検討する。

ア 当審査会において別件公開文書を見分したところ、当該文書は本件特定文書とは無関係のものであって、審査請求人を本人とする個人情報の記録がないことが確認された。

イ なお、審査請求人は審査請求書において、メールの受理の経緯や措置等が記された資料を開示するよう主張しているが、これは実施機関が本件特定文書を受理した経緯等が別件公開文書に記録されているという審査請求人の推測に基づくものと認められ、この推測が事実と異なることは上述のとおりである。また、別件対象文書に限らず広くメール受理の経緯や措置等の情報を求めるとする趣旨ならば、これは開示請求書に記載された内容からして本件請求に含まれると解することはできないというほかない。

ウ よって、実施機関が本件請求に対し、別件公開文書に記録された情報及び、メール受理の経緯や措置等を開示しなかったことは妥当である。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和6年11月 6日	実施機関の諮問書を受理

令和8年 3月18日	審査会開催（第1回）
令和8年 4月21日	審査会開催（第2回）
令和8年 5月25日	審査会開催（第3回）

（第2部会）

委員 野口祐郁、 委員 今本啓介、 委員 藤瀬竜子